

認定こども園

平成30年4月の幼稚園型・幼保連携型認定こども園特例先行申し込み受け付け

対象の認定こども園の保育枠に単願で申し込みの場合、特例手続きにより先行で申し込みを受け付けます。

希望者は、次の認定こども園に願書と必要書類を併せて期日までに提出してください。

対象施設
○あきつ認定こども園
○東村山むさしの第一認定こども園

入所要件児童の保護者が仕事や病気等で保育できない場合※その家庭の保護者以外の方が保育することができると合を除外

願書10月15日(日)から各対象施設で配布
※願書受付日は各認定こども園にお問い合わせください。

幼稚園

平成30年度私立幼稚園園児募集案内書配布10月15日(日)から願書受付11月1日(水)から

配布・受付場所市内各幼稚園※入園案内書等の郵送による事前配布や家庭訪問による入園勧誘、期日前の入園決定などは行いません。

認可保育所

認定こども園

地域型保育事業

平成30年度の保育所・認定こども園・地域型保育事業等の利用申し込みの受け付け
利用を希望する場合は、「教育・保育のしおり(利用案内編)」を確認のうえ、利用申込

書に所定の書類を添えて申し込みをしてください。

入所要件児童の保護者が仕事や病気等で保育できない場合※その家庭の保護者以外の方が保育することができると合を除外

教育・保育のしおり、入園申込書類の配布

配布開始日10月17日(火)
※例年混み合いますので、説明を受けたい場合は時間に余裕をもってお越しください。

子ども育成課以外の配布場所では説明を行いません。

子ども育成課(いきいきプラザ1階)、HP
★子ども育成課では、10月28日(土)の午前9時から午後1時まで休日窓口を開設します。

市内認可保育所および認定こども園
○地域サービス窓口(サンパルネおよび秋津・萩山・富士見・廻田文化センター)
※地域サービス窓口での配布は11月24日(金)までです。

※施設により開設日時が異なります。
※市ホームページでは、入園申し込み書類を10月1日(日)から公開しています。勤務している事業所等によっては、証明書の取得に時間を要する場合がありますので、早めにご利用ください。

利用申し込み受付
○11月10日(金)～20日(月)午前8時30分～午後5時
○11月21日(火)～24日(金)午前8時30分～午後8時
○11月22日(水)午前8時30分～午後9時

休日窓口
○11月19日(日)午前9時～午後1時
○11月23日(祝)午後1時～5時
場子ども育成課(いきいきプラザ1階)
郵送受付11月10日(金)～24日(必

着)
★受付期間終了後に到着した申請書については、二次の利用調整(入所選考)から審査の対象となります。

※受領連絡は行いませんので、必要な場合は書留や特定記録などの郵便サービスをご利用ください。

※不備・不足書類がある場合は受付期間後に連絡します。

次のかたも期間中の申し込みが必要で

すでに入園・転園の申し込みをしているが、11月1日時点で入園・転園ができていないかた

保育施設に入園しているが30年度から転園を希望するかた
○現在2歳児までの保育施設を利用している、3歳以降も保育を必要とするかた

11月25日～平成30年2月3日出産予定のかた
受け入れ可能年齢が0歳の施設において4月入所を希望する場合は、出生予定日が2月3日以前の場合に限り11月10日(金)から24日(金)に申し込みができます。ただし、2月16日(金)までに出生届の写しの提出がない場合は、内定取り消しとなります。

れんげ萩山保育園を除く市外の保育園を希望するかた
東村山市から希望施設の所在市区町村の保育担当課へ必要書類を送付しますので、子ども育成課へお申し込みください。なお、各市区町村により締切日が異なりますので、あらかじめ各市区町村へご確認ください。

入所希望日までに市外へ転居する予定のあるかた
東村山市と転居先の市区町村との間で協議が必要になります。該当するかたは、期間

に余裕をもって、子ども育成課までご相談ください。

利用調整(入所選考)
入園・転園者については利用調整会議で選考基準による指数の高い順に決めます。

※言葉に遅れがあったり、心身に障害があるお子さんは、申し込みの際に必ず申し出てください。

入所決定の取り消し
次の項目に該当する場合は入所決定を取り消します。

○申請内容が虚偽であることが判明した場合
○保護者が認定された「保育の必要性の認定事由」に該当しなくなった場合

○内定後の面接と健康診断が受けられない場合。また受けられた結果、集団保育での受け入れが適切でないという判断がされた場合

注意事項
○提出された書類を基に利用調整を行います。追加書類を含め、必要書類が期日までに提出されない場合は、選考過程において不利になることがあります。

○提出された書類は返却しません。必要な場合は事前にコピーをお取りください。

○内定の連絡は平成30年2月中旬から下旬に郵送で連絡します。発送前のお問い合わせには一切お答えできません。

利用申し込みや入所後の各種手続きについては「平成30年度版東村山市教育保育のしおり(利用案内編)」をよくお読みください。ご不明な点は、締め切りに余裕をもってお問い合わせください。

よくある問い合わせ

問 申し込みは早いほうが有利ですか。指数が低くてもその施設を第一希望で書いた人が優先ですか。

答 保育所の入所は先着順ではありません。保育を必要とする事由に応じて指数を算定し、指数の高い児童から順に内定します。

そのため申し込み順や希望順位は利用調整に影響しません。また、受付方法(郵送・窓口)による選考の優劣はありません。

問 働いていないと申し込みはできませんか。

答 「求職活動」という要件で申し込みます。ただし入園後3か月以内に勤務を開始する必要がある場合があります。勤務を開始しない場合は退園となります。

問 保育通知のみ欲しいのですが、手続きは必要ですか。

答 通常通り、申請の手続きをする必要があります。申請に基づき利用調整を行った結果、保留となった場合には、保留通知を発送します。

問 窓口はどれくらい混雑していますか。いつごろが空いていますか。

答 配布開始や受付開始、受付締切日直前は非常に混み合います。また、正午から午後1時までの間は時間がかかる場合があります。市ホームページからの書類ダウンロードや郵送受け付けをぜひご利用ください。

問 申し込み後に状況が変った場合はどうすればよいですか。

答 変更内容に応じた書類の提出を再度依頼しますので、至急子ども育成課へご連絡ください。申し込み内容に基づいて利用調整を行います。申し込み内容と実態が異なることが判明した場合は内定取り消しになる場合がありますので、必ずご連絡ください。

答 変更内容を再度依頼しますので、至急子ども育成課へご連絡ください。

病児・病後児保育とは
病児・病後児保育とは、児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育および看護ケアを行う保育サービスです。

病児・病後児保育室たまほく(青葉町1-7-1多摩北部医療センター内)
入市内在住の生後6か月～小学3年生
注意病児・病後児保育の利用には事前登録が必要です。登録申請から利用決定通知の発送まで通常約1週間かかります。利用希望日直前の申請では登録が間に合わず、利用できませんので、早めの申請手続きをお願いします。

休日受付窓口の開設
平日来庁できないかたは、この機会をご利用ください。
日10月28日(土)午前9時～午後1時
場子ども育成課(いきいきプラザ1階)

持
○印鑑(認印可)
○母子健康手帳(予防接種の記録を記入するため)
○平成29年1月2日以降に転入したかたは平成29年度課税・非課税証明書

子育てパートナー「ころころたまご」をご利用ください

問 子ども総務課

「ころころたまご」は、子育ての「知りたい」「困った」「どこに相談していいかわからない」等、子育て全般の悩みをご相談いただける窓口です。専門の子育てパートナーと一緒に考え、情報提供などを行います。

お子さんを遊ばせながらの相談もできますので、気軽にご利用ください。

日 平日午前10時～午後4時(閉庁日を除く)

場 いきいきプラザ1階「喫茶コーナー」隣、同2階子ども総務課カウンター(相談窓口)

お子さんと一緒にお越しください

